別表六(一)の記載要領等第１号中「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に、「令和６年旧措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第11号中「令和９年４月１日」を「令和11年４月１日」に改め、同号ニ中「「11」、「12」若しくは「16」」を「「13」、「14」若しくは「18」」に改め、同第11号から第13号までを次のように改める。

3　「(4)のうち国外委託試験研究に係る試験研究費の額　(5)」の欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　(3)」に係る金額を記載すること。

4　「控除対象試験研究費の額
(4)又は((5)×$\frac{50、60又は70}{100}$+(4)−(5))　(6)」の欄は、当該事業年度（通算子法人である租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人にあつては、当該事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下この号において同じ。）が令和８年４月１日前に開始した事業年度である場合には「又は((5)×$\frac{50、60又は70}{100}$+(4)−(5))」を消し、当該事業年度が同日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「50、60又は」を消し、当該事業年度が同年４月１日から令和10年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」、「50、」及び「又は70」を消し、当該事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「(4)又は」及び「、60又は70」を消すこと。また、同欄の内書には、同欄に記載する金額のうち「(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額　(3)」に係る金額を記載すること。

5　「税額控除割合
(⑿、⒅、⒆又は⒇)＋(⑿、⒅、⒆又は⒇)×⒀
(小数点以下３位未満切捨て)
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　(21)」の欄は、令和５年４月１日から令和11年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年４月１日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

6　「(9)＞４％の場合
((9)−$\frac{4}{100}$)×0.625
(小数点以下３位未満切捨て)
(0.05を超える場合は0.05)　(25)」、「(9)＜マイナス４％の場合((11)＞10％の場合を除く。)
((9)+$\frac{4}{100}$)×0.625
(小数点以下３位未満切捨て)
(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)　(26)」、「(9)＞７％の場合かつ令和11年３月31日以前に開始する事業年度の場合
((9)−$\frac{7}{100}$)×0.625
(小数点以下３位未満切捨て)
(0.05を超える場合は0.05)　(28)」及び「(9)＜マイナス１％かつ令和11年３月31日以前に開始する事業年度の場合((11)＞10％の場合を除く。)
((9)+$\frac{1}{100}$)×0.625
(小数点以下３位未満切捨て)
(マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05)　(29)」の各欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第19項第４号に規定する設立事業年度である場合又は「比較試験研究費の額(別表六(十一)「5」)　(7)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

別表六(一)の記載要領に次の11号を加える。

7　「当期税額基準額
(⑵3)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋((⑵4)と⑵5)のうち高い割合)又は⑵6))　(27)」及び「当期税額基準額
(⑵3)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋((⑵4)と⑵8)のうち高い割合)又は⑵9))　(30)」の各欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度である場合には、「0.25」とあるのは、「0.4」として記載すること。

8　「当期税額控除可能額
(⑵2)と(⑵7又は⑶0)のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)　(31)」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「(⑵2)と(⑵7又は⑶0)のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(九)付表「34」、「37」又は「39」)」を消すこと。

別表六(一)右表の表を次のように改める。